
QA57 特別なターゲット表示はないが、消化吸収が良いことから乳児にも好適である旨の表示をしている食品は、乳児用食品に該当しますか。また、その表示を削除すれば、乳児用食品に該当しなくなると解してよいでしょうか

ご指摘のとおり、乳児にも好適である旨の表示がある場合は乳児用食品に該当します。一方で、そのような表示が削除され、乳児（1歳未満）向けの食品と明らかに認識される態様ではない食品については、乳児用食品には該当しません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日